

三重県子どもの貧困対策計画 最終案<案>の概要

I 計画策定の基本的な考え方

- 計画策定の趣旨**
子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されたり貧困の連鎖によって閉ざされることのないよう、子どもの貧困対策を着実かつ継続的に実行するため、策定します。
- 計画の位置づけ**
「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第1項に基づき定める「子どもの貧困対策についての計画」です。
- 計画の期間**
平成28年度から平成31年度までの4年間とします。
- 子どもの貧困のとりえ方**（計画における定義）
子どもが、経済的困難や、経済的困難に起因して発生する様々な課題（病気や発達の違い、学力不振、社会的な孤立等）を抱えている状況を、子どもの貧困ととらえます。

II 現状と課題

- 生活保護世帯の子どもの大学等進学率
51.5%（県全体）24.2%（生活保護）
H26年度 ⇒ 県全体と比べて低い
- 生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率
98.6%（県全体）93.5%（生活保護）
H26年度 ⇒ 県全体と比べてやや低い
- 生活保護世帯の子どもの高等学校等中等退学率
1.7%（県全体）2.6%（生活保護）
H26年度 ⇒ 県全体と比べて高い
- ひとり親家庭世帯数の推移（H12→H22国勢調査年）
母子世帯は58.8%増（9,236世帯→14,666世帯）
父子世帯は54.7%増（2,039世帯→3,154世帯）

III 実態調査

○関係機関等が業務上関わった貧困事例について調査（35事例を収集）

貧困につながる要因の別	件数	割合
①家計の不安定	35	100%
②生活の負担(多忙など)	2	6%
③疾病、疾患等	16	46%
④家族の人間関係(離婚、別居、暴力など)	28	80%
⑤孤立	10	29%
⑥貧困の連鎖	3	9%
⑦その他(不十分な日本語能力、若年出産等)	8	27%

=調査結果から見てきたこと=

- 特徴 ①複合的で多様な課題を抱えている
②自らSOSを発しない(24件)

対象世帯を適切に把握し、サポート等を「包括的かつ一元的」に行う必要

相談経緯	件数	自発的
保護者が、福祉事務所などの関係機関に相談することによって、貧困状況が把握された(生活保護、DV等)	11	○
児童虐待通報、保育料の滞納や不登校などの発生による情報提供など、関係機関が貧困状況を把握【SOSを発しない】	24	×

IV 基本理念と基本方針

1 基本理念

三重県子ども条例の基本理念にのっとり、生まれ育った家庭の経済状況に関わらず、三重の子どもたちが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況を目指します。

2 基本方針

- 子どもに視点を置いた切れ目ない施策の実施
- 子どもの貧困の実態をふまえた対策の推進
- 教育における総合的な対策の推進と機会均等の保障
- 保護者に対する支援
- 緊急度の高い世帯への配慮

VI 計画の推進体制

1 庁内外の連携

市町、学校、関係機関・団体、企業等との連携・協働のもと取り組むとともに、全庁的な推進体制のもと計画の進行管理を行います。
また、広く県民に向けての情報発信を行い、子どもの貧困対策に県民が参加・協力する機運を醸成します。

2 計画の進行管理

P D C A（計画→実行→評価→改善）のサイクルに基づき進行管理を行い、必要に応じて見直しを行います。

V 具体的取組と計画目標

注)「■」は目標 「□」はモニタリング指標(目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標)のこと

5つの支援の柱	【目標とモニタリング指標】			
	項目名	現状(H26)	H31年度	
1. 教育の支援 (1)「学校」をプラットフォームとした子どもの貧困対策の展開 (2)幼児教育に係る経済的負担の軽減 (3)義務教育段階の就学支援の充実 (4)高等学校等就学に対する教育機会の提供 (5)特別支援教育に関する教育の支援 (6)大学等進学に対する教育機会の提供 (7)生活困窮世帯等への学習支援	■生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町数	6市町	29市町	
	■生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93.50%	98.60%	
	■児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	91.40%	98.60%	
	■放課後を利用した補充的な学習サポートを週2回以上実施した学校の割合	小学校22.7% 中学校13.7% (H27)	小学校27.0% 中学校18.0%	
	□就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率	17,463人 11.61% (H25)	—	
	□入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町の割合	90.00%	—	
	□毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町の割合	83.30%	—	
	□スクールソーシャルワーカーの配置人数	8人 (H27)	—	
	□生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中等退学率	2.60%	—	
	□生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	24.20%	—	
□児童養護施設の子どもの大学等進学率	18.20%	—		
2. 生活の支援 (1)保護者の生活支援 (2)子どもの生活支援 (3)子どもの自立支援 (4)住宅支援	■ひとり親家庭等日常生活支援事業が実施された市町数	8市町	29市町	
	□三重県母子・父子福祉センター相談件数	233件	—	
	□生活保護世帯に属する子どもの就職率(中学校卒業後)	1.40%	—	
	□生活保護世帯に属する子どもの就職率(高等学校等卒業後)	57.90%	—	
	□児童養護施設の子どもの就職率(中学校卒業後)	5.70%	—	
	□児童養護施設の子どもの就職率(高等学校等卒業後)	72.70%	—	
	□妊娠期から子育て期にわたる総合的な窓口が整備されている市町数	24市町	—	
	□妊娠届出時等に医療機関と情報提供等の連携した市町数	10市町	—	
	3. 保護者に対する就労の支援 (1)親の就労支援 (2)親の学び直しの支援	■就労支援を行う生活困窮者の人数	—	540人
		■三重県母子・父子福祉センター就業実績件数	3件	40件
■高等職業訓練促進給付金受給者のうち(資格取得者に限る)常勤雇用となった者の割合		79% (H25)	90%	
4. 経済的支援 (1)手当の支給等による支援 (2)養育費の確保に関する支援	■母子家庭で養育費を受給している割合	45%	60%	
	□母子世帯の年間世帯収入額(中央値の階層)	200~250万円未満	—	
	□児童扶養手当の受給者数	14,428人	—	
5. 包括的かつ一元的支援 (1)行政内部の連携や行政・学校・関係機関・団体等の連携体制の構築 (2)相談機能の強化 (3)子どもの貧困対策推進に向けた機運の醸成	■子どもの貧困に対する包括的かつ一元的な対応が行われている市町数	—	29市町	
	□生活保護世帯における子どもの数(人)とその割合	2,137人0.72%	—	
(全体に係る指標)	□子どもの貧困率(全国)	16.3%(H24)	—	
	□子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率(全国)	54.60%	—	